



駐在日誌  
 9月  
 管内事件・事故発生状況

【事件】なし  
 【事故】物件事故4件

事件・事故には遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。

- ### 自転車安全利用五則
1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
  2. 車道は左側を走行
  3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  4. 安全ルールを守る
  5. 子どもはヘルメットを着用

## 撲滅！ 特殊詐欺



### ATMで還付金を受け取ることはできません。





青森県警察  
 特殊詐欺被害防止広報大使  
**梅沢 富美男**

## 飲酒運転はやめましょう

### 飲酒運転には厳しい処分が！

酒酔い運転	酒気帯び運転
	
無条件で…… <b>35点</b> 欠格期間3年 <b>免許取消し</b>	呼気中アルコール濃度 0.25mg/ℓ以上 <b>25点</b> 欠格期間2年 <b>免許取消し</b>
	呼気中アルコール濃度 0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満 <b>13点</b> <b>免許停止</b> 90日

※) 前歴およびその他の累積点数がない場合  
 ※) 欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に、運転免許を受けることができない期間

車両の提供者	酒類の提供者・車両の同乗者
	
<b>酒酔い運転</b> 5年以下の懲役又は <b>100万円</b> 以下の罰金	<b>酒酔い運転</b> 3年以下の懲役又は <b>50万円</b> 以下の罰金
<b>酒気帯び運転</b> 3年以下の懲役又は <b>50万円</b> 以下の罰金	<b>酒気帯び運転</b> 2年以下の懲役又は <b>30万円</b> 以下の罰金

## 児童虐待をなくしましょう

児童虐待とは…  
 児童虐待とは、保護者（親権者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）が、18歳に満たない児童に対し、次のようなことを行うことです。

種類	例
身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、首を絞める、投げ落とす、激しく揺さぶる、たばこの火を押しつける、熱湯をかける、溺れさせるなど
性的虐待	児童への性的行為、性器や性的行為を見せる、児童をポルノ画像やポルノ動画の被写体にする など
ネグレクト	養育の拒否や放置、家に閉じ込める、家に残したまま度々外出する、適切な食事を与えない、衣服などを不潔なままにする、児童が学校に登校する意思があっても登校させない、病気になるっても医者に診せない、車内放置 など
心理的虐待	言葉による脅し、児童を無視したり拒否的な態度を示す、児童の心を傷つけるような言動をする、兄弟や姉妹間で差別的扱いをする、児童の面前での配偶者の暴力（ドメスティックバイオレンス：DV） など

◎「もしかして、児童虐待では？」と想ったらまずは通報してください。  
 ◎児童虐待通報ダイヤル**189番**、緊急時は**110番**をしてください。  
 ◎通報者のプライバシーは法律で守られていますので安心してください。

